平成２８年（フ）第７１１号
広島市中区国泰寺町１丁目５―11　一ノ瀬病院内、住民票上の住所広島市中区大手町４丁目５番２―501号
債務者　中川　憲雄
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３３号
山口県下関市上田中町３丁目10番12号
債務者　藤田　　博
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３３５号
大分市大字下郡1745番地の９
債務者　野田　京子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６４号
大分県別府市大字鶴見4548番地の340　広美マンションＢ―108
債務者　上野　清美
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３４０号
宮崎市千草町２番16号　ヴェレッザ千草403号、前住所宮崎県延岡市北方町藤の木西30番地
債務者　甲斐今朝男
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３４８号
宮崎市恒久１丁目７番地13　ＭＭイーストビル303号、前住所宮崎市千草町11番18号　山伊ビル401号
債務者　西村春子こと　禹　　春子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３３号
鹿児島県鹿児島市吉野町6491番地３
債務者　鈴木　陽平
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３８２号
鹿児島県鹿児島市常盤１丁目28番10号（城西ハイツ201号）
債務者　奈良　裕司
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３８７号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目66番15号
債務者　髙橋　るみ
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
長野県松本市本庄２丁目10番27号
債務者　堀金　雪長
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２０８号
長野県安曇野市穂高2593番地４
債務者　等々力久惠（旧姓貝谷）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１０９３号
京都市山科区東野中井ノ上町２番地52
債務者　今井　晴美
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
鹿児島県南九州市頴娃町郡5063番地
債務者　瀬川　洋昭
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第４５号
鹿児島県南九州市頴娃町郡5063番地
債務者　瀬川　由美
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第４８号
鹿児島県枕崎市明和町455番地　　コーポ堂園103号
債務者　西村　　淳
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第２１８号
福井県坂井市春江町西太郎丸第３号33番地21
債務者　中尾　壮吾
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
福井市文京４丁目27番26号　203、旧住所石川県鹿島郡中能登町徳前む部40番地２　㈱ムラタ　107号室
債務者　成安　　学
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで　福井地方裁判所民事部破産係